

- 1 日時
平成18年5月30日(火)午後1時30分から午後5時00分まで
- 2 場所
名古屋高等裁判所12階大会議室
- 3 出席者
(委員) 阿部幸則, 大橋裕志, 小野浩子, 加藤令吉, 下目美雪, 大海和久, 天童睦子, 中野慧子, 水谷研治, 山田昌, 相羽洋一, 津熊寅雄, 森脇勝(委員長), 渡辺修明(敬称略)
(説明者) 三木英一(事務局長), 紫藤良一(事務局次長)
(事務担当者) 柴田秀樹(刑事部裁判官), 笹本忠男(名古屋簡裁裁判官), 鈴木叡毅(民事首席書記官), 岡庭主典(刑事首席書記官), 小林篤(名古屋簡裁首席書記官), 新原泰隆(総務課長)
- 4 議題
協議テーマ「司法制度改革における裁判所の変化」
- 5 議事
 - (1) 委員長あいさつ
 - (2) 委員あいさつ(津熊委員, 下目委員)
 - (3) 裁判員制度広報について前回出された意見に対する報告
前回委員会以降の最高裁及び名古屋地裁における裁判員制度広報について(三木事務局長)
 - (4) 協議テーマに関する説明等
 - ① 司法制度改革における裁判所の取組の概要説明(紫藤事務局次長)
 - ② 裁判所施設の視察
簡易裁判所ー民事受付センター, 1階ホール来庁者向けビデオ設置状況
執行センターー競売記録閲覧・公示コーナー, 破産係フロア
その他ーリーフレット備置き状況, 車椅子用スロープ, 障害者用トイレ等
 - ③ 手続案内ビデオの上映ー「少額訴訟ってどんなもの」
 - (5) 協議テーマに関する意見交換
発言要旨は別紙1のとおり
 - (6) 活発な裁判所委員会からの当委員会開催状況等に関する調査について
調査に対する回答をすることとした(事前アンケート結果は別紙2第1のとおり)。
 - (7) 委員会開催回数について
年2回開催とし, 必要に応じて臨時会開催を検討することとした(事前アンケート結果は別紙2第2のとおり)。
 - (8) 次回テーマについて
「国民の司法参加の現状とそのあり方」
発言要旨は別紙3のとおり
 - (9) 次回期日

平成18年11月21日（火）午後1時30分から午後5時まで

(別紙1)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者等)

- 手続案内ビデオは分かりやすかった。また，説明を聞いて，審理期間が思っていたより短かったことが分かり，裁判は長くかかるという私の認識が間違っていたと思った。これからもこの調子で短くなるといい。本日配布のパンフレットのインタビュー記事に裁判官は常時130件抱えていて忙しいという記載があったが，こんなに事件を抱えて本当に仕事ができているのだろうか。最近は訴訟準備に時間をかけているが，これは最近の皆の意見が反映されているのではないか。判決については文章を短くし，言葉も難しいのもう少し普通の言葉にしてほしい。テレビやラジオでも難しい言葉をそのまま使っている。メディアもおかしいのじゃないか。普通の国民に分らせる努力はこれからもやっていただきたい。
- 審理期間については，全体の平均では短くなっているが，長くかかる事件があるのも事実である。一般には審理期間が長いものが報道されるので，裁判全体が長くかかると思われることも多いと思う。
- 裁判官が多く的事件を抱えていることについては，民事裁判の場合，4割くらいは争いのない事件で，3割くらいは和解という話し合いで解決できている。裁判官が判決に非常に労力を要する事件は1か月で四，五件程度なので，裁判官が常時130件抱えているからとって，拙速にずさんに裁判をしているという御懸念はならないと思う。
- 法廷で発言するときに分かりやすい言葉を工夫するよう法曹三者で検討しているが，今後も努力していかなければならないと考えている。
- 日本弁護士連合会では用語に関する委員会を作り，言葉の置き換えの作業をしている。
- 記事では分かりやすい言葉を使用するよう指導している。「冒頭陳述」等の法律用語の基本的部分は言換えが難しいが，内容についてはできるだけ平易な言葉を使用している。また，裁判員制度が始まったときには，記事を書くに当たって裁判傍聴の仕方，判決をどう伝えるかについて相当の工夫が必要だと思い，司法記者の再教育を行っている。
- 判決書が長いという意見については，民事事件で当事者が真剣に争っている場合に，当事者の言い分や争いのある部分を判決にきちんと表すことは当事者も期待しているところであり重要なので，短くすることには限界がある。しかし，大規模でない事件の判決は以前と比べて簡潔になってきていると思う。
- 先ほどのビデオは少額訴訟制度が分かりやすく説明されていると思うが，県民相談を担当している立場から言うと，交通事故の場合は，まず警察への届出や保険会社への連絡をしてほしいので，ビデオの題材としてはどう

かと思った。裁判の期間は、長いというのが一般の意識である。数日で終わる裁判もある一方、関心の高い裁判や世間を騒がせたものについては長くかかることがあるので、統計上平均では短くても必ずしもそういう印象は持たないのではないか。私は、重要案件については、慎重にやっていたくためにむしろ裁判期間は長くてもよいと思う。判決文が堅くて難しいという点では、官公庁でも難しい言葉を使っている。例えば「債務名義がない」ということを簡単な言葉で説明しようと思うと長くなってしまう。だからと言って、平易な言葉に言い換えをするとニュアンスが違ってきてしまう。これからは、もっと平易な日本語で表現する方向に持っていく必要があるが、ニュアンスが十分に伝わるのが重要だと思う。

- 実際に、少額訴訟では交通事故の損害賠償の事案が多いので、ビデオにも取り上げられているのだと思う。裁判の期間については、最高裁は細かいデータをとっていろいろな分析をしたものを公表している。長くかかる事件があることの説明も含めて、審理期間を認識してもらうために平均審理期間を示すのは一つの方法だと思う。
- 裁判所に来てどこに行ったらいいのかを気軽に聞ける総合案内人がいるといい。また、人との打合せや筆記ができる場所が必要ではないか。税理士が確定申告時期に行う無料税務相談では隣との間に小さい仕切りを置いている。簡裁の受付カウンターには何もなかったが、何か仕切りを置いた方がしゃべりやすいのではないか。執行センターで見た競売ファイルは、背表紙に事件番号が書いてあるだけなので、住所等が一覧できるものがあるといい。司法の窓68号の14頁に「弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家が後見人に選ばれることもあります。」との記載があるが、ここに「税理士」も追加していただきたい。また、後見人選任の手続を利用する際に、「事件」と言われることに違和感を感じる人がいる。
- △ 競売のファイルを見に来る人の大半はインターネットや新聞で細かい情報を得た上で来ており、情報なしに来る人はごく少数であると思うが、ご指摘の点については検討したい。
- 1年ほど前に岡崎の裁判所に傍聴に行った。玄関付近にパンフレットが置いてあるが、案内図や案内人はいなく、事務室のドアも閉まっていた、どちらへ行ってよいか分からなくてとまどった。今日見た簡裁の受付はガラス張りで入りやすい感じで、随分違うと思った。岡崎の裁判所は、現在改築中だが、利用者に分かりやすくしていただくよう期待している。また、司法制度改革の一環として、この4月から労働審判制度が始まっている。この制度を利用して、争いが5月上旬に解決した事案が報道され、この制度が始まったことを知った。これまで長期間かかっていた労働問題を短期間で解決するよう始まった制度とのことだが、あまり制度の周知がされていないように思う。問題を抱えている人が泣き寝入りをしていないよう、問題が起きる前にあらかじめ制度を知っていることが重要だと思う。裁判所の

いろいろな手続や制度があることは裁判所に来てパンフレットを見ると分かるが、そうでないと一般の人は知らない。労働審判制度や特定調停など新しい制度について、もっと広報を、例えば新聞やテレビで特集で取り上げるなどしていただけたらと思う。

- 立法府が作る新しい制度を確実に実行するのが司法であるが、裁判所が特定調停や労働審判制度について積極的な広報活動をするのは全体としては非常に難しい問題である。
- 個々の裁判所が広報するのは難しいと思うし、自治体の広報誌の利用もスペースが限られており難しい。例えば、マスコミで特集をやっていただくよう働きかけをしていただくとよいと思う。
- 何か問題が起きたときに全て裁判所で解決すべきかということに関しては、当事者で話し合っ解決するのが原則だと思う。泣き寝入りをする人を救うのは必要だが、裁判所をどんどん使ってくださいというPRがいいのだろうかという疑問があり、そういった観点からマスコミが取り上げるのは難しいと思う。
- 広報活動のまずさが続いていると思う。弘兼憲史の劇画についても、2頁で終わるのではなく、それをファイルしたものをもっと使うとかできないか。岡崎での説明会参加者は定員より35名少なく、金曜日の午後1時30分開始では対象がだれなのかと思うし、労力の無駄を感じる。説明会は、自治会等に声かけするなどして、満員にしないともったいない。
- 前回は、司法は遠いという感想を述べたが、今日の施設見学で人間の身近な暮らしと法が密接に関わっていることが分かった。教育に携わっている立場からは、平易で分かりやすい言葉を使うことも必要だが、例えば「冒頭陳述」という言葉などは、早くから子供に教えたかどうかと思う。法的内容を理解する学習パワーを持つことも必要ではないか。審理期間については、国民は待たされることの不満はあるが、慎重な審理は求めていると思う。平易さや迅速さの追求だけでなく、公正、透明性、独立性というプロフェッショナルな部分はもう一度慎重に考えてもらいたい。裁判員制度広報はこんなにやっているのかと思って驚いた。これまではマスメディアを使ったマクロなものだったが、何人集まったとかどれだけ広く知らせたかではなく、きめ細やかな情報提供も必要だと思う。
- 視察の際に裁判所のホールに備え置いてあった労働審判リーフレットは、とても分かりやすい。労働事件については、当事者間では話し合いが成立しづらい状況ができているので、制度の広報が重要だと思う。いろいろな施設や区役所などにもこのようなリーフレットが目につく形で置けるといいと思う。
- 個人の開業医にとっては、自分が裁判員に選ばれたらどうしたらいいか、診療は休診にしないでいいかというのが一番の心配事である。情緒とかにすごく左右されてしまう私たちが選ばれたときにどう対処したら

いいのかとも思う。裁判員制度に向けてどういうことを勉強してどう対処すればよいかをもっと知らせてもらいたい。

- 裁判員制度広報も我が身に降りかからないといくら立派な広報をしても目に入らない。我が身に降りかかって初めて発言ができるし疑問も出ると思う。裁判所は怖いところだという印象があるし、使っている言葉も難しいと思う。例えば、難しい言葉を使うときには一言添えるといいと思う。また、ドイツではゴミの分別について小学生から教えたと聞いた。子どもの頃から易しい裁判の仕方など裁判になじませる教育をすれば難しい言葉も浸透していくだろうし、俳優の立場から言えば演劇の勉強にもなると思う。
- 今の発言に同感である。昨年の愛知万博の場合も、1年前に宣伝しても関心は低かった。半年前でも盛り上がらなかった。しかし、開始したらあれだけ盛り上がった。広報は常にそうだと思う。自分の身近に見えるようになり、関心も高まったときに広報すれば浸透すると思う。裁判員制度はまだ一般人には身近な問題として受け止められていない。トヨタ自動車の役員の方などは休暇制度等の会社としての対応を真剣に考えている。制度の導入はもう決まっているので、今は、経営者や医者など、実際に裁判員制度が始まったときの対策の必要性を感じている、関心の高い人を対象に広報すべきだと思う。
- 裁判官のような給料の高い人が一日かけて裁判員制度の広報活動をするよりは、裁判を片付けてもらった方がよい。広報も、身近な問題でないとならぬから左に抜けてしまう。そもそも裁判員制度には大反対である。また、裁判所の仕事が無い社会になるのが一番いいのだと思う。
- 広報は裁判所がするものと理解するのは無理があるのかと思う。弁護士がもう少し考えてもいいと思い反省している。法律問題が生じたときはまず弁護士に相談してもらいたい。実際にもう少し早く弁護士に相談に来てくれれば簡単に治まったのと思うことがよくある。弁護士の存在を多くの人に知ってもらう広報が足りないという点で今後努力していきたい。裁判員制度説明会については、表題が「説明会」では人は集まらないのではないか。
- 裁判所としては、裁判員制度が実施されるのであれば、実施される時点ですできるだけ多くの国民の方に国民の義務として協力しようという御理解をいただけるようにしたい。裁判員の通知が届いたときのショックを少しでもやわらげるようにしておかないといけない。

(別紙2)

アンケート結果

1 「活発な裁判所委員会」調査について

(結果)

- ・ 回答者全員が回答案について異議はなかった。

(意見)

- ・ このような調査，回答は、依頼されて行うものでなく，裁判所自ら発表すべき。
- ・ このような報告事項に委員会ではあまり時間を費やすべきではない。
- ・ 「裁判所の運営に，広く国民の意見を反映させる」という委員会の設置趣旨から回答するのが適当。
- ・ 調査事項5の「会則の有無」について，一度何らかの形で論ずるべきでは。
- ・ この団体がアンケートの結果を「外形」から「私たちなりに」判断して「星の数で表す」としていることが，何を目的としているのが分からない。委員会メンバーの評価，名誉にまで立ち入ろうとしているのならアンケートに回答しないこともあり得る。
- ・ 回答期日を過ぎていることは問題ないか。
- ・ 調査の依頼者全員が問題となる人ではないことを確認したい。

2 委員会の開催回数について

(結果)

- ・ 年2回が適当であるとの回答・・・回答者11人中9人
- ・ 年2回は不適当であるとの回答・・・回答者11人中2人

(意見)

- ・ 集中的に意見交換，協議するには年2回が適当だが，そのために効率的な運営をするには事前にビデオ等の資料配付が必要。
- ・ 委員会制度の活性化を図るならば，また，緊急かつ重要な問題があるならば規則により「部会」を設けて利用すべき。
- ・ 年2回の開催では，裁判所からの報告事項的議題に終始すると思料される。委員同士の忌憚のない，活発な意見交換を行うためには年4回程度の開催は必要である。委員会1回の会議時間数の長短と開催回数の多寡は経験則から正比例しないと思料する。4時間の委員会を1回より2時間の委員会を2回のほうが効果が多いと考える。
- ・ 年3回開催することも考えたが，そのことによりどのような効果が出せるか疑問。委員会に特別な議題が課せられるような場合を除いて年2回の開催でよい。少ない回数で効果を上げるため，委員会のテーマについて，あらかじめ考えることができるよう事前に資料を配布するなどしてはどうか。
- ・ 2度の会議でもしっかりと議論できていると思うし，時間がどうしても足りないという場合は，総意のもとに臨時会を開催すればよいので，定例会は2回でよい。
- ・ 委員会の効率的な運営や欠席者に対する事前の意見聴取，事後の改善結果報告により，最低限の2回で当面は適当である。

- ・ 回数が多ければ議論が深まるというものではない。密度の濃い議論を交わす工夫があればよい。また、この委員会で結論を求めるものでもない。様々な分野、考えの人が異なった意見、感想を述べることで、法曹界の人たちの新しい発想、考え方につながってゆけばよい。
- ・ 1回当たり3時間半はかなりハードであり、2回程度が妥当。ただし、1回当たり2時間程度とすれば、年3回も可能。
- ・ 委員並びに事務局の負担を考えると年2回程度が妥当。
- ・ 年4回程度は議論を継続して、有効なものにするために不可欠だと思う。4回が無理であれば、開催前に準備会として、裁判所から提供される情報の説明を受け、質疑応答していただいて、本委員会において、各委員が積極的に意見陳述ができるようにしていただきたい。

(別紙3)

次回テーマについて

(○：委員，●：委員長)

- 裁判員制度以外にも、既に司法に国民が参加している制度がいくつかある。今回は国民の司法参加をテーマにしてはどうか。
- そのテーマはよいと思う。また、裁判所の本庁と支部との違いに関する問題点についても意見を聞かせていただきたいと思う。
- 本庁と支部についてはどんな問題点があるのかが分からない。
- 裁判員制度をテーマにして、もっと具体的なことを知らせていただきたい。
- 裁判員制度については細かい部分がまだ整っていないので、もう少し先にしてもいいかと思う。
- 税理士も中小企業やごく零細なクライアントを抱えていて裁判員制度は気になるが、細かい点が決まっていない段階で議論をしても仕方がない。裁判所で早めに結論を出してもらい広報してもらうのが一番混乱がなくなると思う。
- 裁判員制度は、我々が論議してつづすべきだと思っている。一般国民として、とんでもない話だという意見を出すのが非常に重要だと思う。
- 裁判員制度にはまだ第三者的な気持ちしかない。自分が選ばれるとは全然思っていない。自分が選ばれるかもしれないという気持ちはとても重要なので、そのためにも情報はいち早く伝えてもらいたい。
- 今回は国民の司法参加についてテーマとすることとし、資料はなるべく事前に送付できるようにしたい。